

職 発 0819 第 2 号
平成 28 年 8 月 19 日

各
〔 都道府県知事 〕
〔 指定都市市長 〕 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律の一部（職業安定法の一部改正）の施行について

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 47 号。以下「第 6 次地方分権一括法」という。）につきましては、平成 28 年 3 月 11 日に第 190 回国会へ法案が提出され、同年 5 月 13 日に可決成立し、5 月 20 日に公布されました（以下、第 6 次地方分権一括法による改正後の職業安定法を「安定法」という。）。

今般、平成 28 年 8 月 20 日に第 6 次地方分権一括法の一部が施行されることに伴い、職業安定法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 142 号。以下「改正省令」という。）が平成 28 年 8 月 19 日に公布され、同年 8 月 20 日に施行されます（以下、改正省令による改正後の職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）を「安定則」という。）。

安定法及び安定則の趣旨及び内容等につきましては下記のとおり通知しますので、十分御了知の上、御配慮をお願いします。

また、本通知を管内市区町村（指定都市を除く。）にも速やかに周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言（第 1 から第 9 まで）及び資料の提出の要求（第 10）であることを申し添えます。

記

第 1 安定法改正の趣旨

公共職業安定所業務の事務・権限の移譲等につきましては、内閣府に設置された「地方分権改革有識者会議雇用対策部会」において、その在り方が検証された結果、平成 27 年 11 月 20 日に報告書が取りまとめられ、その内容を踏まえて、同年 12 月 22 日に「平成 27

年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたところです。

第6次地方分権一括法は、当該閣議決定を踏まえ、地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料の職業紹介事業を実施できることとし、国への届出義務、民間の職業紹介事業者と同列に課されている各種の規制及び国による監督を廃止すること等を内容とするものです。

なお、第6次地方分権一括法による雇用対策法（昭和41年法律第132号）の一部改正につきましては、平成28年8月19日付け職発0819第4号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部（雇用対策法の一部改正）の施行について」のとおり通知していますので御確認をお願いします。

第2 主な改正内容等

1 定義

無料の職業紹介事業を行う地方公共団体を「特定地方公共団体」と定義します（安定法第4条第7項）。

2 地方公共団体の行う職業紹介

地方公共団体の行う無料の職業紹介事業に係る規定は、職業安定機関及び職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る規定とは独立して規定します（安定法第2章の2）。

（1）届出義務の廃止

第6次地方分権一括法による改正前の職業安定法（以下「旧法」という。）第33条の4に基づく無料の職業紹介事業を行う場合の地方公共団体による厚生労働大臣への届出義務を廃止します。

また、旧法第33条の4第2項において準用する旧法第32条の8第1項の規定に基づく事業の廃止の届出についても廃止します。

（2）厚生労働大臣への通知

特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行う旨を厚生労働大臣に通知しなければならないこととします（安定法第29条第2項）。

安定法第29条第2項の規定による通知は、無料の職業紹介事業を開始した後に通知することも認められます。

同項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、

- ① 特定地方公共団体の名称
- ② 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
- ③ 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
- ④ 担当者の職名、氏名及び電話番号
- ⑤ 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容
- ⑥ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第1項（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第50条の2において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料の

職業紹介事業を行う場合は、その旨

⑦ 安定法第 29 条第 3 項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種の範囲等

を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければなりません（安定則第 17 条の 5 第 1 項）。

また、旧法第 33 条の 4 第 1 項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っている地方公共団体につきましては、安定法第 29 条第 2 項の規定による通知をしたものとみなします（第 6 次地方分権一括法附則第 3 条第 1 項）。

なお、取扱職種の範囲等につきましては、厚生労働省において運営する人材サービス総合サイトで公表することとしていることに留意をお願いします。

特定地方公共団体は、①～⑦の事項（⑤の取次機関を利用しなくなった場合の当該取次機関の名称、住所及び事業内容を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び変更した年月日を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければなりません（安定則第 17 条の 5 第 2 項）。

また、特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に対し通知しなければなりません（安定法第 29 条の 2）。

安定法第 29 条の 2 の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、

① 無料の職業紹介事業を廃止した年月日

② 無料の職業紹介事業を廃止した理由

を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければなりません（安定則第 17 条の 6）。

安定法第 29 条の規定による通知（安定則第 17 条の 5 第 1 項の通知及び同条第 2 項の変更の通知）及び安定法第 29 条の 2 の規定による通知は、任意の様式により行うことができますが、通知事項を記載した様式をそれぞれ参考様式第 1 号から第 3 号として添付します。

(3) 取扱職種の範囲等の設定

特定地方公共団体は、旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 12 第 2 項と同様に、取扱職種の範囲等（その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲）を定めることができ（安定法第 29 条第 3 項）、その場合、安定法第 5 条の 5 及び第 5 条の 6 第 1 項の規定は、その範囲内に限り適用します（安定法第 29 条第 4 項）。

(4) 取扱職種の範囲等の明示等

特定地方公共団体は、旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 13 と同様、取扱職種の範囲等、苦情の処理に関する事項その他無料の職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければなりません（安定法第 29 条の 4）。

安定法第 29 条の 4 の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とします（安定則第 17

条の7第1項)。

安定法第29条の4の規定による明示は、原則として、求人又は求職の申込みを受理した後、速やかに、書面の交付又は電子情報処理組織(電子メール等であって書面の交付を受ける者がこれを希望する場合に限る。)による方法によります(安定則第17条の7第2項)。

(5) 公共職業安定所による情報提供

公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するときは、当該特定地方公共団体に対して、求人又は求職に関する情報として厚生労働省令で定めるものを電磁的方法その他厚生労働省令で定める方法により提供します(安定法第29条の5)。

これは、平成27年9月7日より本格運用を開始した公共職業安定所の求人情報のオンライン提供及び平成28年3月22日より運用を開始した求職情報の提供と同様の取組みですが、当該取組みを法的に位置づけることとしたものです。

安定法第29条の5の厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの(当該求職者の安定法第4条第10項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等安定法第29条の5の規定に基づき提供する情報として適切でないと認められるものを除く。)とします(安定則第17条の8第1項)。

提供の対象としない情報について、具体的には、求職者の個人情報のほか、家族の状況(配偶者の有無、扶養家族の人数及び就業上留意を要する家族の有無)や仕事をする上で身体上注意する点、退職(予定)の理由等、情報提供の初期段階で提供することが適切でないと考えられるものです。

安定法第29条の5の厚生労働省令で定める方法は書面の提出による提供とします(安定則第17条の8第2項)。

公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができないおそれがあると認めるときは、当該特定地方公共団体に対し、安定法第29条の5の規定による情報の提供を停止することができます(安定則第17条の8第3項)。

なお、ここでいう「適切に取り扱うことができないおそれがある」とは、例えば求人情報及び求職情報のオンライン提供に係る利用規約に違反する場合等が該当します。

(6) 特定地方公共団体に対する規制、厚生労働大臣による監督

特定地方公共団体につきましては、旧法第33条の4の規定により届出をして無料の職業紹介事業を行う地方公共団体に対して課せられていた規制のうち、

- ①旧法第33条の4第2項において準用する旧法第30条第3項の規定に基づく事業計画書等の書類の添付義務、
- ②旧法第33条の4第2項において準用する旧法第32条の14の規定に基づく職業紹介責任者の選任義務、

- ③旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 15 の規定に基づく帳簿の備付け義務、
- ④旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 16 の規定に基づく事業報告書の提出義務

を課さないこととし、また、厚生労働大臣による監督のうち、

- ⑤旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 9 第 2 項の規定に基づく事業停止命令、
- ⑥旧法第 33 条の 4 第 2 項において準用する旧法第 32 条の 12 第 3 項の規定に基づく取扱職種の種類等の変更命令、
- ⑦旧法第 33 条の 7 の規定に基づく労働力の需給調整に係る厚生労働大臣の指導等、
- ⑧旧法第 48 条の規定に基づく厚生労働大臣が定める指針、
- ⑨旧法第 48 条の 2 の規定に基づく厚生労働大臣による指導・助言、
- ⑩旧法第 48 条の 3 の規定に基づく厚生労働大臣による改善命令、
- ⑪旧法第 50 条の規定に基づく国による報告及び検査

を対象外とします。

一方、存置された規定及び旧法に基づく規定と同旨の規定として新設された規定(以下「存置等された規定」という。)は、

- ①安定法第 3 条の規定に基づく均等待遇の原則に係る規定、
- ②安定法第 5 条の 2 の規定に基づく職業安定機関と職業紹介事業者等との協力に係る規定、
- ③安定法第 5 条の 3 の規定に基づく求職者に対する労働条件等の明示義務に係る規定、
- ④安定法第 5 条の 4 の規定に基づく求職者等の個人情報の取扱いに係る規定、
- ⑤安定法第 5 条の 5 の規定に基づく求人の申込みに係る規定、
- ⑥安定法第 5 条の 6 の規定に基づく求職の申込みに係る規定、
- ⑦安定法第 5 条の 7 の規定に基づく求職者の能力に適合する職業の紹介等に係る規定、
- ⑧安定法第 29 条の 8 において準用する安定法第 20 条の規定に基づく労働争議への不介入に係る規定、
- ⑨安定法第 29 条の 3 の規定に基づく名義貸しの禁止に係る規定、
- ⑩安定法第 29 条の 4 の規定に基づく取扱職種の種類等の明示義務に係る規定、
- ⑪安定法第 29 条の 7 の規定に基づく職業安定機関との連携に係る規定、
- ⑫安定法第 51 条の 2 の規定に基づく、特定地方公共団体及び特定地方公共団体の業務に従事する者は、業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報をみだりに他人に知らせてはならないことに係る規定(同条の厚生労働省令で定める者とは、法人である雇用主(安定則第 34 条))。

です。

これら存置等された規定につきましては、公共職業安定所にも同様の義務等が課さ

れており、職業紹介事業を行う者として当然に課されるべきであること、労働者の保護のために必要であること及び無料の職業紹介事業の柔軟な実施のために必要であることを理由に存置等されたものです。

厚生労働大臣が安定法に基づき特定地方公共団体に対する行政指導等を行うことはありませんが、必要に応じ、地方自治法第 245 条の 4 に基づく資料の提出の要求、同法第 245 条の 5 の規定に基づく是正の要求等を行うこととなります。

第 3 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容的確な表示等に関して適切に対処するための指針について

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号）につきましては、特定地方公共団体は適用対象外ですが、当該指針は職業紹介事業の運営に当たり職業紹介事業者が適切に対処するために必要な事項等を定めたものであり職業紹介事業の利用者を保護するため等の観点から、自治事務としての無料職業紹介上も重要であると思われるため、当該指針の規定内容について適切に対応していただくようお願いします。

（参考）平成 11 年労働省告示第 141 号のうち、特定地方公共団体に適切に対応していただきたい事項

（※）なお、第 5 の 4 につきましては、地方公共団体が第三者に委託して実施する場合に、当該委託先が職業安定法に基づく許可を取得している必要があるとの趣旨であり、地方公共団体が当該業務を行う場合には許可の取得は不要です。

（※）また、第 5 の 6 につきましては、特定地方公共団体が雇用関係助成金の取扱いを希望する場合、従前どおり職業安定局長の定める項目について同意する旨の同意書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長宛て提出する必要があるので御留意ください。

第 2 法第 3 条に関する事項（均等待遇）

1 差別的な取扱いの禁止

職業紹介事業者、労働者供給事業者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する派遣元事業主（以下「職業紹介等事業者」という。）は、全ての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

また、職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、求職者又は供給される労働者が法第 48 条の 4 第 1 項に基づく厚生労働大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

2 募集に関する男女の均等な機会の確保

職業紹介事業者及び労働者供給事業者が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の

確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第5条の規定に違反する内容の求人の申込みを受理して当該求人に対して職業紹介を行い、又は同条の規定に違反する募集に対して労働者を供給することは法第3条の趣旨に反するものであること。

第3 法第5条の3及び第42条に関する事項（労働条件等の明示及び募集内容の的確な表示）

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、法第5条の3第1項の規定に基づき、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下「求職者等」という。）に対し、その者が従事すべき業務の内容及び労働条件（以下「労働条件等」という。）を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

- 1 明示する労働条件等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。
- 2 求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、労働条件等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。
- 3 求職者等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
- 4 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。
- 5 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。
- 6 明示する労働条件等の内容が労働契約締結時の労働条件等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、労働条件等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた求職者等に速やかに知らせること。

第4 法第5条の4に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い）

1 個人情報の収集、保管及び使用

- (1) 職業紹介事業者等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報（1及び2において単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ 思想及び信条

ハ 労働組合への加入状況

- (2) 職業紹介事業者等は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。
- (3) 職業紹介事業者等は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類により提出を求めること。
- (4) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。

2 個人情報の適正な管理

- (1) 職業紹介事業者等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。
 - イ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置
 - ロ 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置
 - ハ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
 - ニ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置
- (2) 職業紹介事業者等が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。
- (3) 職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。
 - イ 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項
 - ロ 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項
 - ハ 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項
 - ニ 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項
- (4) 職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

第5 法第33条の5に関する事項（職業紹介事業者の責務）等

2 求職者の能力に適合する職業の紹介の推進

職業紹介事業者は、求職者の能力に適合した職業紹介を行うことができるよう、求職者の能力の的確な把握に努めるとともに、その業務の範囲内において、可能な限り幅広い求人の確保に努めること。

3 求職者等からの苦情の適切な処理

職業紹介事業者等は、職業安定機関、特定地方公共団体及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

4 職業紹介事業に係る適正な許可の取得

求人者に紹介するため求職者を探索した上当該求職者に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、職業紹介事業に含まれるものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可を取得する必要があること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、職業紹介を行う事業は職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可を取得する必要があること。

5 再就職支援を行う職業紹介事業者に関する事項

- (1) 事業主の依頼に応じて、その雇用する労働者に対し再就職支援を行う職業紹介事業者（以

下「再就職支援事業者」という。)が、直接当該労働者の権利を違法に侵害し、又は当該事業主による当該労働者の権利の違法な侵害を助長し、若しくは誘発する次に掲げる行為を行うことは許されないこと。

イ 当該労働者に対して、退職の強要（勸奨を受ける者の自由な意思決定を妨げる退職の勸奨であって、民事訴訟において違法とされるものをいう。以下同じ。）となり得る行為を直接行うこと。

ロ 退職の強要を助長し、又は誘発するマニュアル等を作成し事業主に提供する等、退職の強要を助長し、又は誘発する物又は役務を事業主に提供すること。

(2) 再就職支援事業者が次に掲げる行為を行うことは不適切であること。

イ 当該労働者に対して、退職の勸奨（退職の強要を除く。）を直接行うこと。

ロ 事業主に対して、その雇用する労働者に退職の勸奨を行うよう積極的に提案すること。

6 助成金の支給に関する条件に同意した職業紹介事業者に関する事項

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の5第2項第1号イ(4)、第110条第2項第1号イ及び第7項第1号イ、第110条の3第1項第1号、第112条第2項第1号ハ、第2号ハ及び第3号イ(3)、第118条の3第2項第1号イ、第4項第1号イ及び第9項第1号並びに附則第15条の5第2項第1号イ及び第17条の4の4第1項第1号の規定に基づき助成金の支給に関し職業安定局長が定めることとされている条件に同意した職業紹介事業者は、当該同意した条件を遵守すること。

7 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第20条第1項に規定する理由の適切な提示

職業紹介事業者、募集受託者及び労働者供給事業者は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和46年労働省令第24号）第6条の5第2項各号に掲げる書面又は電磁的記録により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第20条第1項に規定する理由の提示を受けたときは、当該理由を求職者等に対して、適切に提示すべきこと。

第4 その他特定地方公共団体の無料の職業紹介事業の実施に当たっての留意点

特定地方公共団体が無料の職業紹介事業を実施するに当たり、次の1から3についても十分に留意をするようお願いします。

1 苦情処理に関する事項

(1) 特定地方公共団体は、求職者、求人者からの苦情について、あらかじめ苦情相談の窓口、苦情の対応方法等を明確にするとともに、苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容、対応の経過等について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度記録すること等により適切かつ迅速に対応を図ってください。

(2) 特定地方公共団体は、求職者、求人者からの苦情について、苦情の具体的な内容及び具体的な問題点の把握に努めるとともに、求人者等関係者との連携の下に、適切かつ迅速に対応を図ってください。

(3) 特定地方公共団体は、関係法令に照らし違法又は不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情について関係行政機関等との連携の下に、適切かつ迅速に対応してください。

- (4) 特定地方公共団体は、当該職業紹介事業を実施する施設（以下「職業紹介所」という。）の職業紹介行為等に関する苦情の申し出先として、当該職業紹介所の管轄都道府県労働局及び専門的な相談援助を行うことができる知識・経験を有する団体の名称・所在地・電話番号についても、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示するとともに、パンフレット等を活用して周知に努めてください。
- (5) 特定地方公共団体は、当該職業紹介所に係る求職者、求人者から苦情の申出を受けた管轄都道府県労働局、専門的な相談援助を行うことができる知識・経験を有する団体等から苦情に関する連絡を受けた場合には、求職者、求人者等から直接苦情を受けた場合と同様に、適切かつ迅速に対応してください。
- (6) 特定地方公共団体は、適切かつ迅速に苦情処理を行うことができるよう、関係法令、苦情処理の具体例等苦情処理に必要な知識・情報の収集に努めるとともに、苦情処理を行った場合には、当該苦情処理の対応の内容や問題点について整理し、その後の苦情処理への対応に活用するよう努めてください。

2 個人情報について

特定地方公共団体において取扱いに留意することが必要である「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいうものであります。（安定法第4条第10項）

なお、安定法第5条の4の対象は、求職者の個人情報に限定されているが、求職者以外の者の個人情報（例：求人者の担当者の個人情報、職業紹介事業者の労働者の個人情報等）もその取扱いに十分留意いただく必要があります。

3 その他

- (1) 特定地方公共団体は、他の職業紹介機関を利用しないことを条件として職業紹介サービスを行ってはならないものです。
- (2) 特定地方公共団体は、職業紹介事業に関する広告を行う場合、職業紹介所である旨を明示してください。
- (3) 特定地方公共団体は、外部の会場を活用しての無料職業紹介の実施等、事業所外において無料の職業紹介を実施することも認められます。この趣旨は、特定地方公共団体が外部会場を利用した就職面接会等を開催する場合に、当該面接会等の会場で無料の職業紹介を実施することを認めることにあります。このため、少なくとも一の事業所を有する必要があり、また、通知された事業所以外の場所を恒常的に利用して無料の職業紹介事業を行う場合には通知する必要があります。

第5 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針について

青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第7条の規定に基づく「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(平成27年厚生労働省告示第406号)は無料の職業紹介

事業を行う地方公共団体に適用されていましたが、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（以下「事業主等指針」という。）に名称が改正され、特定地方公共団体にも適用されます。特に、事業主等指針第4の5において、「学校卒業見込者等の適職選択の観点から、特定地方公共団体及び職業紹介事業者においても、法第11条に規定する公共職業安定所における求人の不受理に準じた取組を進めるため、職業安定法第5条の5の規定の趣旨及び求職者の就業機会の確保に留意しつつ、法第11条に基づき公共職業安定所が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、職業安定法第29条第3項、第32条の12第1項（同法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）又は同法第33条の2第5項に規定する職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を行うことが望ましいこと」とされており、特定地方公共団体もこの取扱いとすることが望まれます。具体的には、例えば「若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない」といった取扱職種の範囲等を定めることが望まれます。

また、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、特定地方公共団体が受け付けた求人について、特定地方公共団体から公共職業安定所への情報提供に基づき、公共職業安定所の求人として受理することとされており、当該提供を受けた公共職業安定所が自らの求人として受理する際には、公共職業安定所として適正な求人であるか否か等について確認を行うこととしています。特定地方公共団体から公共職業安定所へ情報提供した当該求人が公共職業安定所で掲載されているか否かについて確認が必要な場合は、当該安定所に問い合わせるようお願いいたします。

これに加え、特定地方公共団体における求人の適正な取扱いを支援するために、下記第6の研修において、公共職業安定所における求人受理の手法等について必ず盛り込むこととし、特定地方公共団体と協力して、地域全体の求人の適正化に取り組むこととしています。

第6 公共職業安定所による特定地方公共団体への協力等

1 特定地方公共団体への支援

特定地方公共団体が適正な無料の職業紹介事業を実施するために、職業紹介の実績とノウハウをもつ公共職業安定所の協力が有用です。

このため、特定地方公共団体からの要望に応じ、都道府県労働局又は公共職業安定所は、

- (1) 職業紹介事業に係る研修資料の提供
- (2) 地方公共団体が実施する研修への講師派遣
- (3) 都道府県労働局及び公共職業安定所が実施する国の相談員を対象とした各種研修への地方自治体職員等の受講勧奨（特定地方公共団体が行う無料の職業紹介事業の効果的な実施につながるものに限る。）

を積極的に行うとともに、上記の支援を行うことができることについて、管内の地方公共団体（特定地方公共団体以外の地方公共団体を含む。）に対し、様々な機会を捉えて周知を行います。

また、特定地方公共団体が、自らの職員の無料の職業紹介事業に関する研鑽を深める等の目的で、都道府県労働局又は公共職業安定所との人事交流を希望する場合には、可能な限りこれに協力しますので、実施の要望があれば都道府県労働局に相談するようお願いいたします。

2 特定地方公共団体からの公共職業安定所への求人の提供

特定地方公共団体が自ら受理した求人について、求人者が公共職業安定所に提供することを希望する場合には、当該公共職業安定所においてこれを受け、当該求人者に連絡をした上で、求人として受理し、ともに充足に努めることとしているため、提供の希望がある場合には、地方公共団体の主たる事務所を管轄する労働局（以下「管轄労働局」という。）又は最寄りの公共職業安定所への連絡をお願いいたします。

3 特定地方公共団体における雇用保険業務等の実施

特定地方公共団体が無料の職業紹介を実施する施設において、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 15 条の規定による雇用保険の失業の認定に係る業務、雇用保険受給資格者に公共職業訓練等の受講を指示する業務、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 12 条の規定による職業訓練の受講支援に係る業務、各種雇用関係助成金の支給等に係る手続きの実施を希望する場合には、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、管轄労働局として対応の在り方を個別に検討し、調整いたしますので、管轄労働局に連絡をお願いいたします。

第 7 職業紹介責任者講習会

第 2（6）のとおり、特定地方公共団体は職業紹介責任者の選任を義務付けられていないため、特定地方公共団体が行う無料の職業紹介事業に従事する職員が職業紹介責任者講習会を受講する必要はありません。

他方で、職業紹介責任者講習会では、職業安定法及び関係法令の概要並びに過去 5 年間の制度改正の概要等、職業紹介事業を適正に実施するに当たり必要な知識等を得ることができるため、積極的な御活用をお願いいたします。

第 8 地方公共団体が職業紹介事業を民間の職業紹介事業者等に委託して実施する場合の取扱い等について

1 概要

第 6 次地方分権一括法は、地方公共団体が公的な機関であることを踏まえ、旧法に基づく規制の一部及び国による監督を廃止しても労働者にとって不利益となる中間搾取

等の弊害が生じないものと判断し、地方公共団体が自ら無料の職業紹介事業を実施する場合に限り、届出義務等の規制及び厚生労働大臣による監督を廃止するものです。

地方公共団体が民間の職業紹介事業者等に職業紹介事業の実施を委託する場合には、その委託した部分につきましては委託先の民間の職業紹介事業者等が安定法の各種規定に基づく職業紹介事業者に対する各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となります。

2 指定管理者制度に関する留意点

地方公共団体が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う施設の管理を指定管理者に行わせる場合、当該職業紹介事業者が指定管理者であるか否かにかかわらず、当該職業紹介事業者は、安定法第 4 条第 7 項に定める特定地方公共団体ではなく、同条第 8 項に定める職業紹介事業者として、安定法の各種規定に基づく各種規制及び厚生労働大臣による監督の対象となります。

第 9 特定地方公共団体が無料の職業紹介事業を実施する施設の名称について

特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業（職業紹介の全部又は一部を民間職業紹介事業者等に委託して実施する場合を除く。）につきましても、法の趣旨に鑑み、公共職業安定所の愛称である「ハローワーク」の文言を名称に用いても差し支えありませんが、用いる場合には必ず「ハローワーク」の文言の前に当該特定地方公共団体名を用いて特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業の事業所である旨が明確であり、公共職業安定所とは誤認されないもの（※）となるようお願いします。

（※）「〇〇県版ハローワーク」、「〇〇市立ハローワーク」等であれば差し支えないが、安定所の一般的な名称として利用されている「ハローワーク〇〇」のように、ハローワークの文言の後ろに地域名を用いることは公共職業安定所であるとの誤認を招くものであることに留意してください。

第 10 職業紹介事業報告書

雇用対策法第 11 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件その他必要な雇用に関する情報を収集し、及び整理しなければならないこととされていることから、特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業の実績についても、適正に把握する必要があります。

このため、特定地方公共団体においても、無料の職業紹介事業の実施に係る職業紹介事業に関する事項のうち、参考様式第 4 号に掲げる事項について、管轄労働局長宛てに参考様式第 4 号により報告書を提出するようお願いします。

※通知受理番号	
※通知受理年月日	年 月 日

特定地方公共団体無料職業紹介事業通知書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

通知者 氏名

印

職業安定法第29条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 名 称		
2 職業紹介事業を行う事業所に関する事項		
事 業 所		
名 称(ふりがな)	所在地(ふりがな)	
担当者職・氏名・電話番号		
()		
※		
3 事業開始(予定)年月日	年 月 日	5 取扱職種の範囲等
4 退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置としての無料の職業紹介事業		該当 ・ 非該当
6 取次機関		
(ふりがな) イ 名 称	
(ふりがな) ロ 住 所		
ハ 事業内容		
7 備 考		

参考様式第1号(裏面)

記載要領

- 1 ※欄には、記載しないこと
- 2 通知者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 2欄には、職業紹介事業を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 5欄の取扱職種の範囲等については、厚生労働省において運営する人材サービス総合サイトで公表するものであること。
- 5 6の取次機関は、国外にわたる職業紹介事業を取次機関を利用して行う場合のみイからハに掲げる事項を記載すること。

特定地方公共団体無料職業紹介事業変更通知書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

②通知者 氏 名 印

職業安定法施行規則第17条の5第2項の規定により下記のとおり変更を通知します。

記

③通知番号		
④代表者氏名		
⑤名称		
⑥事業所	(ふりがな) 名称
	(ふりがな) 所在地
⑦変更事項		
⑧変更前		
⑨変更後		

参考様式第2号(第2面)

⑩変更年月日	
⑪変更理由	
⑫備考	

特定地方公共団体無料職業紹介事業廃止通知書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

②通知者

氏 名 印

下記のとおり特定地方公共団体無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第29条の2の規定により通知します。

③ 通知番号		
④事業所	名 称(ふりがな)	所 在 地(ふりがな)・電話番号
		() -
		() -
		() -
⑤廃止年月日	年 月 日	
⑥廃止の理由		
⑦担当者氏名・連絡先	()	

記載要領

- ①には、通知書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- ②には、氏名の記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- ③欄には、通知の際に付与された通知番号を記載すること。
- ④欄には、職業紹介事業を廃止する全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。
- ⑤欄には、職業紹介事業を廃止した年月日を記載すること。
- ⑥欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。
- ⑦欄には、担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

[就職件数]

施策名	年齢階層 (歳)	24歳以下			25～34			35～44			45～54			55～64			65歳以上			計			
		常 用	臨 時	日 雇																			
	取扱業務等の区分	人	人日	人日	人	人日	人日																
年齢計																							

4 活動状況 (国外) (相手国別・総計)

施策名	項目 取扱業務等の区分	相手国	①求 人		② 求 職		③就職件数
			有 効 求人数	求人数	有効求職者数	新規求職 申込件数	
			人	人	人	件	件
計							

5 職業紹介の業務に従事する者の数

人

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

④氏名

印

参考様式第4号(裏面)

記載要領

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局に提出すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。
- 3 1には、地方公共団体名を記載すること。
- 4 活動状況(国内)
 - (1) [求人]欄「求人数」及び[就職件数]欄には、無料職業紹介事業の「取扱業務等の区分」の求人ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人(件)数、臨時及び日雇についてはその延数(人日)を記載すること。
 - (2) [求人]欄「有効求人数」及び[求職]欄「有効求職者数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、「有効求職者数」については各年齢層区分に応じて、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記すること。
 - (3) [求職]欄「新規求職申込件数」欄には「取扱業務等の区分」ごとに各年齢層区分に応じて、対象期間中に求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 3欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況(国外)
 - (1) 4①の「求人数」、③欄には、取扱業務等の区分ごとに、1箇年における求人、就職延数を記載すること。
 - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとにそれぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 6 5の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には当該地方公共団体に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 ④欄には、氏名(地方公共団体の名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。